

対象施設の現況概要説明資料

令和8年8月24日

栃木県佐野市

1. 立地情報

(1) アクセス

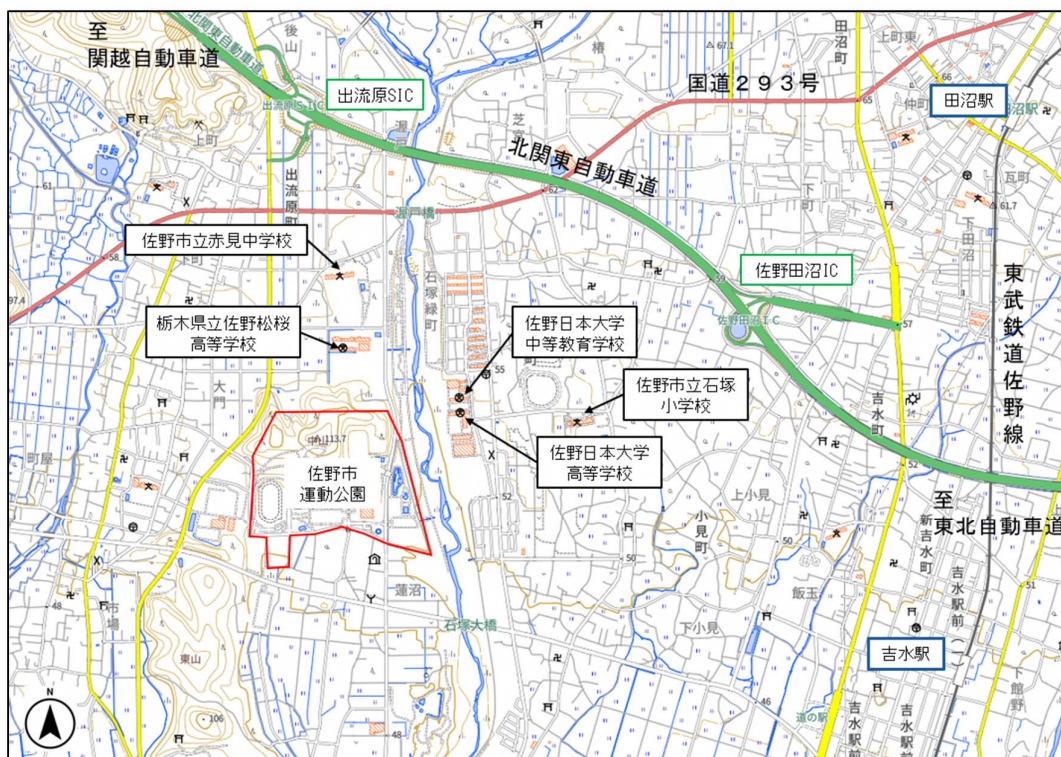
・公共交通機関

佐野駅より佐野市生活路線バス「さーのって号」運動公園循環線乗車
「運動公園」バス停下車すぐ（乗車時間約20分）

・自家用車

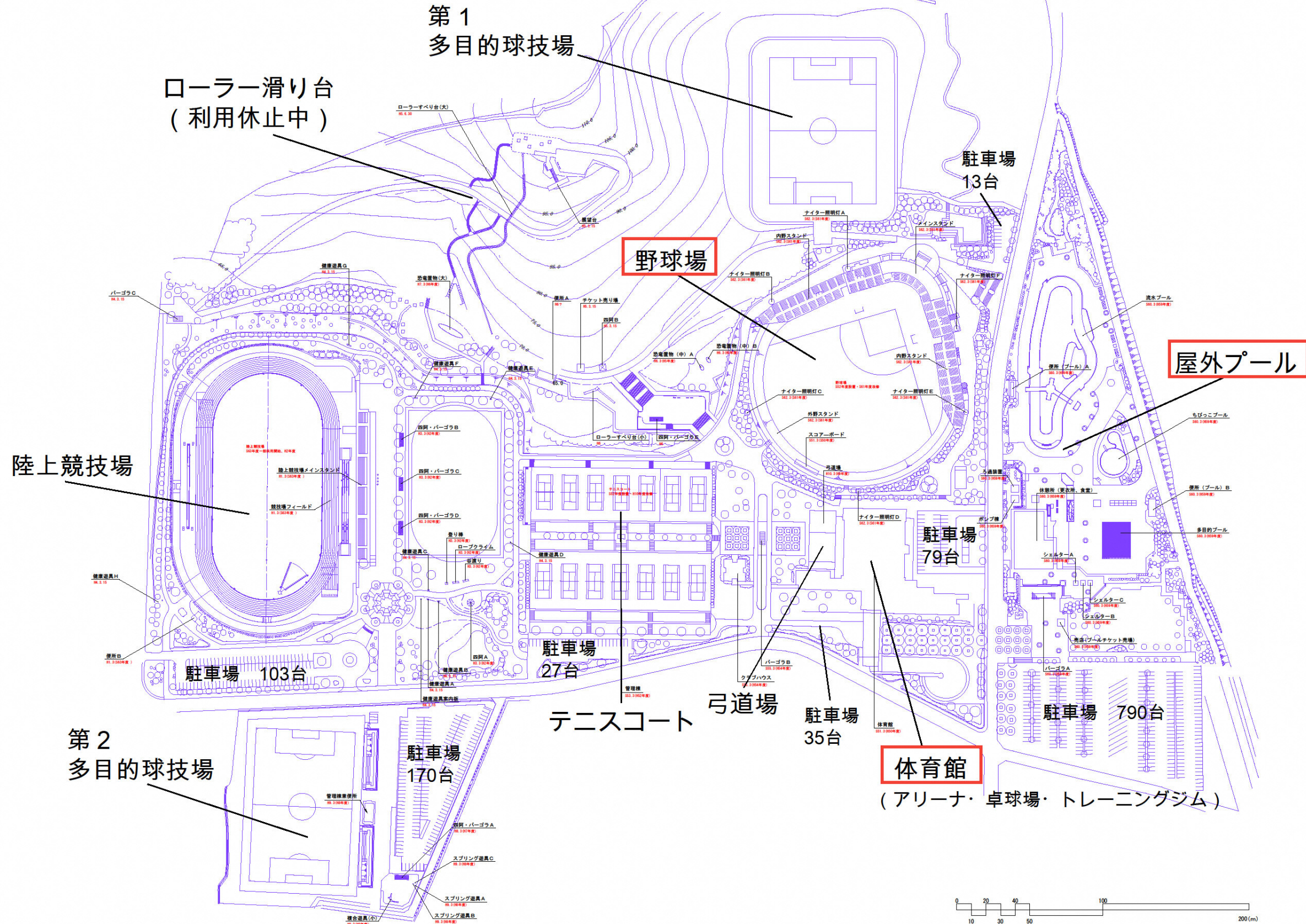
北関東自動車道「佐野田沼IC」より車で約5分
北関東自動車道「出流原SIC」より車で約5分

(2) 周辺環境



(3) 運動公園概況

次ページに平面図を示します。



2. 体育館の現況

(1) 施設概要

名 称	花・花薬局さの体育館
供用開始	昭和51年4月
建替え・改修予定年度	令和17年度
構 造	鉄筋コンクリート造及び鉄筋構造平屋建
延床面積	4,130㎡
現況施設	・主競技場 2,015㎡（観客席660席） ※令和8年4月1日よりアリーナ床面リニューアルオープン （バレーボール2面、テニス2面、バスケットボール2面 バトミントン8面、卓球台30台 ・卓球場234㎡ ・トレーニング室
その他施設	・更衣室（男女） ・シャワー室（男女各5個） ・器具室、放送室、応接室、医務室 ・トイレ（男女、多目的トイレ）、事務室等
現況写真	



外観



ロビー



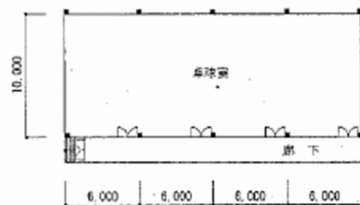
アリーナ



観客席

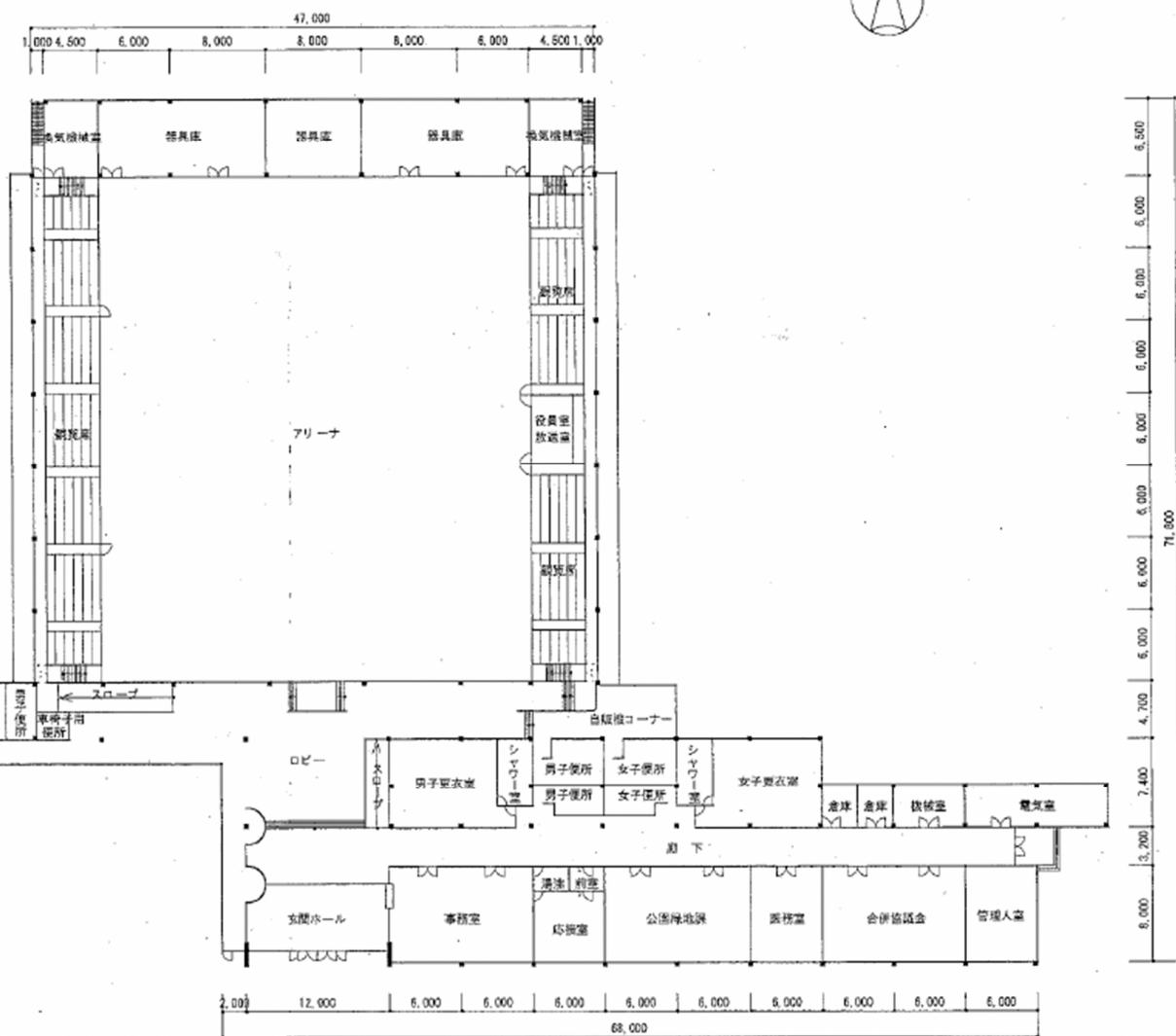


室名	面積	室名	面積
主競技場 (うちアリーナ1,512㎡ 観客席660席)	2,015.00㎡	便所	143.32㎡
卓球室	234.78㎡	換気機械室	62.55㎡
更衣室 (うちシャワー室30.24㎡)	173.93㎡	倉庫	24.60㎡
器具庫	250.20㎡	機械室	25.42㎡
事務室	87.48㎡	電気室	50.02㎡
応接室	43.20㎡	管理入室	45.36㎡
公園緑地課	86.40㎡	ロビー	373.69㎡
医務室	43.20㎡	廊下	149.66㎡
合併協議会	85.32㎡	自転車コーナー	38.74㎡
		玄関ホール	108.81㎡
		その他	93.32㎡
合 計	4,135.00㎡		



建築物概要

所在地	佐野市赤見町2130-2
敷地面積	10,400㎡
建築延面積	4,135㎡
構造規模	鉄筋コンクリート造及び鉄骨構造平家建
着工	昭和50年3月
竣工	昭和51年3月
総工費	77,470万円
設計監理	株式会社 石本建築事務所 佐野市建設部 建設課
建築工事	株式会社 熊谷組
電気設備工事	関東電気工事株式会社
給排水衛生空調設備工事	原田工業株式会社



(3) 開館日数及び利用人数

区分 年度	開館日数 (日)	主競技場		卓球場		トレーニング室
		個人利用 (人)	専用利用 (人)	個人利用 (人)	専用利用 (人)	個人利用 (人)
令和3年度	252	1,156	18,560	2,652	751	—
令和4年度	308	2,012	20,323	4,708	753	1,365
令和5年度	309	2,375	24,022	5,564	889	1,612
令和6年度	297	2,160	21,604	1,410	3,544	2,707
令和7年度	307	1,392	11,948	4,231	2,973	4,125

(4) 利用料金収入

利用料金 年度	主競技場		卓球場		トレーニング室
	個人利用 (円)	専用利用 (円)	個人利用 (円)	専用利用 (円)	個人利用 (円)
令和3年度	245,990	2,058,680	485,570	113,160	—
令和4年度	159,300	2,428,770	526,130	321,550	471,100
令和5年度	201,510	3,064,950	663,680	405,870	594,100
令和6年度	533,300	2,449,830	285,980	639,420	574,400
令和7年度	289,640	1,223,140	792,500	316,630	906,000

(5) 維持管理費

項目	年間維持管理費
業務委託費	1,250万円
人件費(体育館受付)	1,600万円
修繕費	50万円
合計	2,900万円

3. 野球場の現況

(1) 施設概要

名 称	エイジェック佐野野球場
供用開始	昭和52年4月
建替え・改修予定年度	令和12年度
球場面積	30,030㎡
構 造	・メインスタンド 鉄筋コンクリート造2階建 ・内野スタンド 鉄筋コンクリート造2階建 ・外野スタンド 芝生スタンド
主要施設	・グラウンド：12,689㎡（内野クレイ仕上げ、外野芝生） 本塁センター間120m、本塁両翼間92m ・収容人数：メインスタンド席 2,642人 内野スタンド 3,492人 外野席 5,256人
その他施設	・1階スタンド：放送室、報道室、審判員室、医務室、更衣室 器具室、トイレ（男女） ・2階スタンド：事務室、会議室、休憩室、 トイレ（男女、多目的トイレ） ・照明設備 6基 ・スコアバグスクリーン 1基

現況写真



内野スタンド



スコアボード

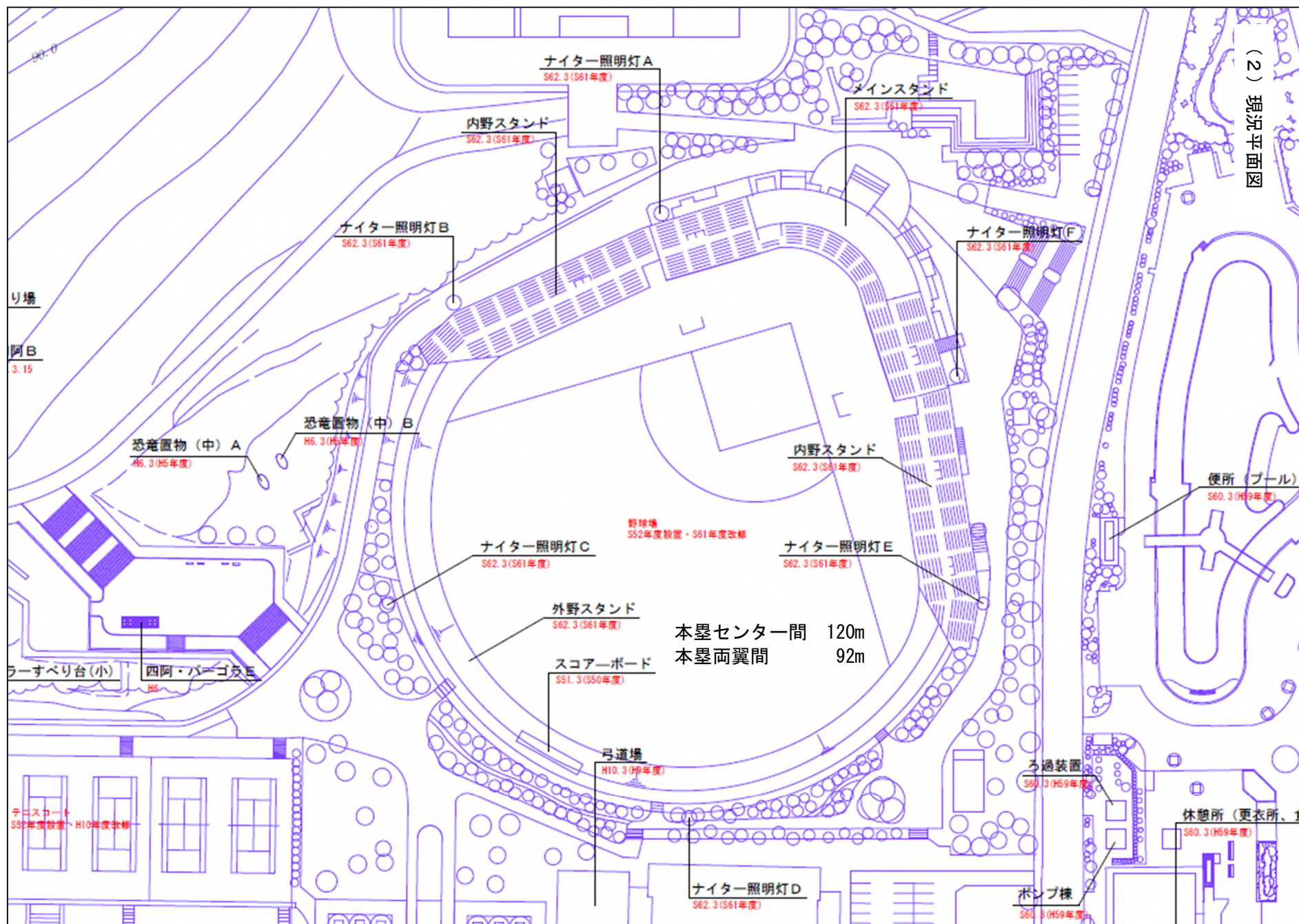


外観



本部、放送室

(2) 現況平面図



(3) 開館日数及び利用人数

区分 年度	開場日数 (日)	利用者数 (人)
令和3年度	169	11,205
令和4年度	209	6,886
令和5年度	210	11,430
令和6年度	209	9,661
令和7年度	258	6,160

(4) 利用料金収入

利用料金 年度	利用料金 (円)
令和3年度	706,810
令和4年度	898,430
令和5年度	1,757,600
令和6年度	712,410
令和7年度	804,420

(5) 維持管理費

項目	年間維持管理費
業務委託費	460万円
人件費（整備員）	350万円
修繕費	30万円
合計	890万円

4. 屋外プールの現況

(1) 施設概要

名 称	屋外プール
供用開始	昭和59年6月
建替え・改修予定年度	令和12年度
主要施設	・流水プール：2, 175㎡ (L=250m、H=1m) ・ちびっこプール：335㎡ (H=10cm～30cm) ・多目的プール：475㎡ (H=1.2m～1.4m) ・付帯施設：アプローチ広場 3,200㎡ 自由広場 6,260㎡ 休憩広場 2,380㎡
その他施設	・管理棟 (更衣室・ロッカー男女、温水シャワー、食堂、トイレ男女、事務室等) ・アプローチ広場、自由広場等

現況写真



外観



流水プール

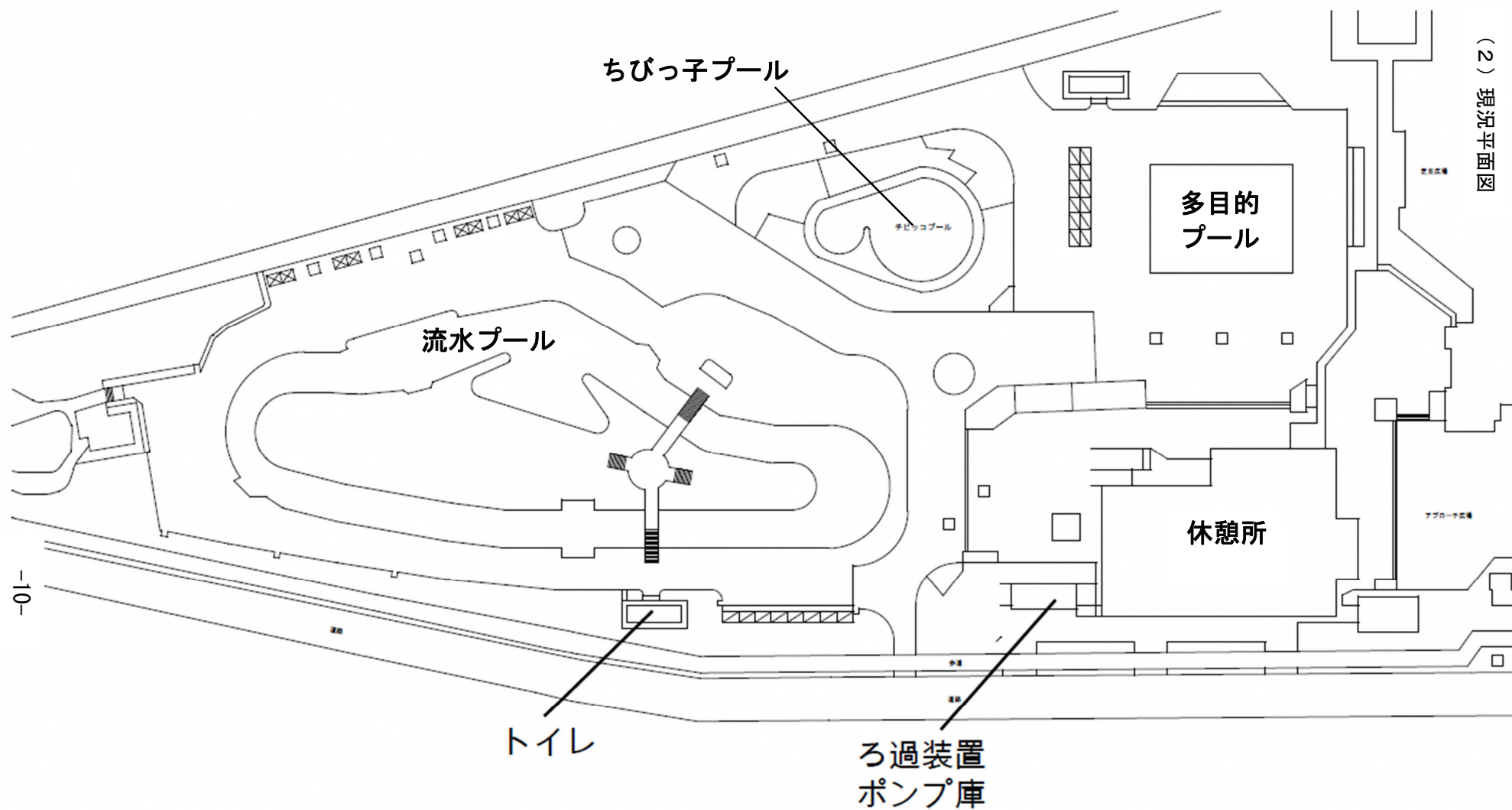


ちびっこプール

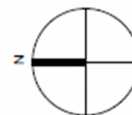


多目的プール

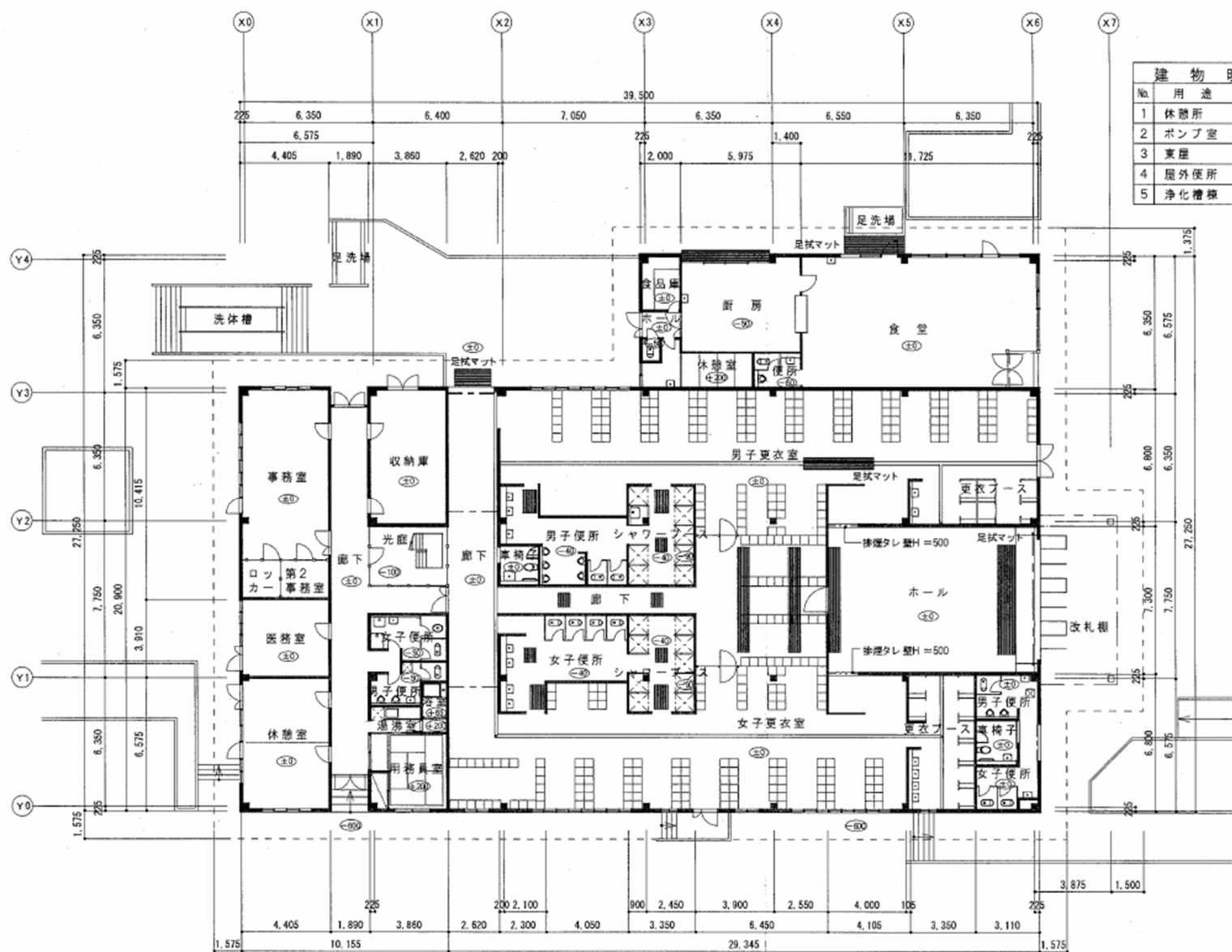
(2) 現況平面図



配置図 S. 1/500



件 名 運動公園プール改修工事	
配置図	
縮 尺	1 / 1,500
作製年月日 24. 4	
図面番号 4/5	佐野市役所 建築住宅課



建 物 明 細				
No.	用 途	構 造	面 積	取得年月日
1	休憩所	鉄骨造 石綿セメント瓦 2階建	959.85㎡	S.59.7.1
2	ポンプ室	鉄骨造 彩色亜鉛鉄板葺 平家建	63.07㎡	S.59.7.1
3	東屋	木造 コロニアル葺 平家建	24.00㎡	S.59.7.1
4	屋外便所	軽量鉄骨・アルミ造 平家建	48.00㎡	S.59.7.1
5	浄化槽棟	鉄骨造 陸屋根 平家建	35.72㎡	S.59.7.1

(3) 休憩所平面図

(4) 開場日及び利用人数

区分 年度	開場日数 (日)	利用者数 (人)
令和3年度	8	3,457
令和4年度	33	9,404
令和5年度	35	20,876
令和6年度	40	17,835
令和7年度	39	16,111

(5) 利用料金収入

利用料金 年度	利用料金 (円)
令和3年度	660,270
令和4年度	2,156,710
令和5年度	4,132,930
令和6年度	3,609,150
令和7年度	3,147,560

(6) 維持管理費

項目	年間維持管理費
業務委託費	767万円
人件費(監視員)	1,300万円
修繕費	30万円
合計	2,097万円

5. 現行の指定管理運営制度の基本的な枠組みについて

今回調査対象の3施設の管理については、以下の通り指定管理者制度を導入しています。

(1) 指定対象施設

今回調査対象の3施設を有する「佐野市運動公園」全体のほか、
佐野武道館、遠藤照明公園（栄公園）の佐野市内3施設

(2) 指定期間

- ・ 現行 : 3 年間（令和6年4月1日～令和9年3月31日）
- ・ 次年度以降：5 年間（令和9年4月1日～令和14年3月31日） ※予定

(3) 施設管理基準

以下の管理基準に従い、指定施設の適正な管理を行うこととしている。

表 施設管理基準

項目	管理基準
1. 利用時間・休館（場）日	・原則として佐野市体育施設条例及び都市公園条例で定める日
2. 関係法令の遵守	・関連する法令、佐野市の関連条例等を遵守し業務を行う。 ・利用許可等の条例に基づく処分は佐野市行政手続条例が適用
3. 質の高いサービス提供	・設置目的と役割を十分に理解し、利用者の意志及び人格を尊重し、その立場に立ったサービスを提供できるよう物的・人的能力を確保
4. 平等・公平な取り扱い	・利用に際しての平等かつ公平な取り扱い ・「正当な理由」が無い限り、施設利用を拒否できない
5. 適切な施設維持管理	・設備、備品について、施設機能を最大限発揮する適切な維持管理
6. 守秘義務の遵守	・指定施設の管理運営上知り得た秘密を第三者に漏洩したり、自己利益のための利用はできない。
7. 個人情報の保護	・個人情報の取り扱いは「個人情報の保護に関する法律」が適用
8. 情報公開	・佐野市情報公開条例の規定に基づき、業務上作成または取得した文書について、適切に情報公開できるよう措置を講じる
9. 文書等の管理	・指定業務開始の一定前の時期までに、文書等の管理規程及び管理帳簿書類を作成し、適切に管理・保存
10. 防災・安全対策の実施 非常時の危機管理体制	・利用者安全確保のため、適切な防災・安全対策を実施 ・災害、事件・事故発生時には市・警察・消防等と連携し適切に対応する危機管理体制を確立
11. 市の事業への協力	・市（教育委員会含む）が実施する議場への積極的な支援・協力 ・選挙時に利用する体育館の開放協力
12. インボイス制度対応	・市と調整のうえ、適切に実施
13. ネーミングライツへの対応	・契約に基づく愛称変更後は変更された愛称を使用 ・ネーミングライツパートナーが実施する権利を有する場合の協力
14. 環境問題への取組	・市が取組む省エネルギー、省資源等への取組に協力
15. 調査・報告への協力	・市、県、国等が実施する各種調査・報告に速やかに対応

(4) 指定管理者の業務範囲

表 施設管理基準

業務項目	内容
1. 施設運営	①人員配置 ②職員の研修 ③施設、器具類の貸付 ④利用料金に関する業務
2. 利用許可等	①利用申し込みの受付、許可等 ②利用の変更、取り消し等 ③特別の設備の設置等の許可 ④陸上競技場及び市民体育館トレーニング室講習会の実施
3. 施設・設備の維持管理	①保守点検業務 ②修繕業務 ③清掃業務及び植栽の管理業務 ④保安警備業務
4. その他	①緊急時の対応 ②事業の広報等 ③各種要望やクレーム対応及び処理

(5) リスク分担

社会情勢や環境の変化などに伴い、新たな経費等を要することとなった場合、その経費分担は、事前に定める「リスク分担表」に基づくものとし、「リスク分担表」に無い項目や、内容に疑義が生じた場合は、両者協議のうえで解決するものとしている。

※公共料金等の他からの調達が困難な価格の上昇や、著しい価格上昇等により管理の継続が困難と認められる場合に限り、協議により市が負担。

(6) 指定管理料等について

表 指定管理料等の取決め

1. 指定管理料予定金額	約 7. 9 6 億円（令和 9 年からの 5 年間の上限）
2. 指定管理料に含まれるもの	・ 人件費 ・ 物件費（消耗品費・修繕費・光熱水費・保守点検・維持管理経費） ※令和9年からの指定管理料には、トレーニング器具購入費、軽トラックの更新費用を含む ・ 事務費 ・ 事業費
3. 物品の貸与	・ 施設に付帯する主要備品は市から無償で貸付け ・ 車両の自動車検査登録制度の更新費用は指定管理料から
4. 指定管理料の決定	・ 会計年度ごとに市と指定管理者の協議で決定
5. 指定管理料の清算	・ 原則として清算しない。 ・ 光熱費等経費の増減により収支計画書との乖離が生じた場合、協議の上、清算を行う協定を結ぶ。
6. 施設利用料金の収入	・ 指定管理者の収入
7. 提案事業による指定事業の収入	・ 指定管理者の収入
8. 収入額が支出額を超過した場合の還元	・ 指定管理料を含めた収入合計額が支出合計額を上回り、収支差額が収支計算書の指定管理料の3%を上回った場合、超過額50%を原則市に還元
9. 指定管理料の支払い	・ 会計年度ごとに指定管理者の請求に基づく四半期ごとに分割 ・ 支払い時期、額、方法は「年度協定」で定める
10. 使用料、利用料金等の見直し	・ 使用料等の見直しを実施し、施設利用料金の見直しの可能性あり ・ 利用料金等の変更に伴う市民への周知活動を市と協力して実施 ・ 収入の増減は次年度の指定管理料について協議
11. 施設等の更新・休止・廃止の場合	・ 指定管理料を変更する場合有り